

# 資料編



# 1 検討体制

## 稲城市介護保険運営協議会委員名簿（敬称略）

（任期：平成30年（2018年）10月1日から令和3年（2021年）9月30日まで）

区分	役職	名 前	選出区分
1	会長	内藤 佳津雄	学識経験者
2	副会長 (R2. 6. 27~)	中村 敏弘	医師会
3	副会長	朝比 浩一郎（~R2. 6. 26）	歯科医会
	委員	時田 英紀（R2. 6. 27~）	
4	委員	池野 晶子（~R1. 6. 30）	居宅介護支援事業者等連絡会
		小林 三枝（R1. 7. 1~）	
5	委員	石井 律夫	社会福祉協議会
6	委員	江口 浩子	薬剤師会
7	委員	大川 裕子	居宅介護支援事業者等連絡会
8	委員	工藤 美智子	公募委員
9	委員	笹本 利佳	公募委員
10	委員	篠崎 育子（~H31. 3. 31）	南多摩保健所
		河西 あかね（H31. 4. 1~）	
11	委員	長谷川 祐子	介護保険施設
12	委員	原田 正行（~R1. 11. 30）	民生・児童委員協議会
		狩野 和枝（R1. 12. 1~）	
13	委員	山本 元子	みどりクラブ連合会

## 2 検討経緯

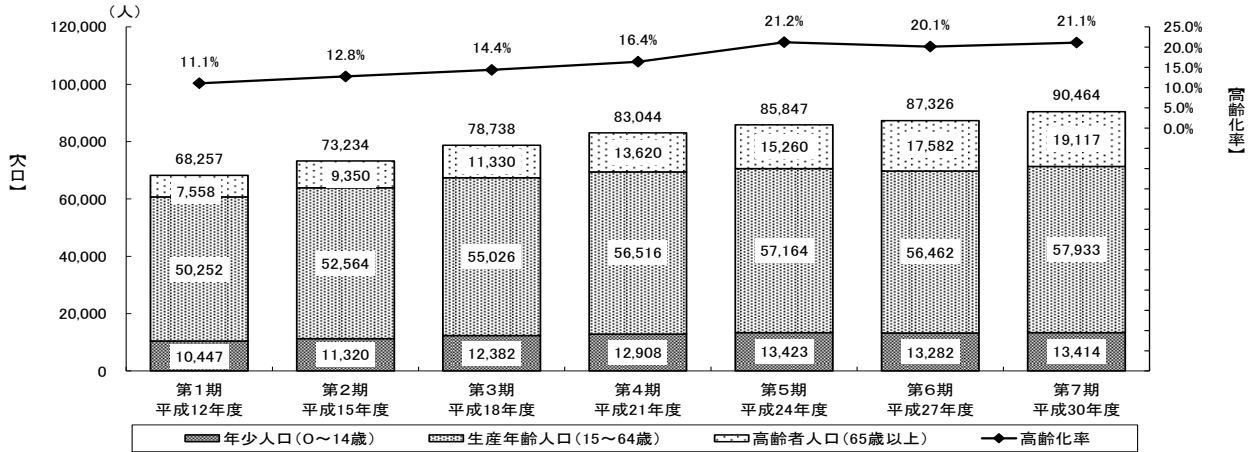
### 稲城市介護保険運営協議会の検討内容

回数	開催時期	テーマ
第1回	令和2年 6月26日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応について</li> <li>2 ニーズ調査等に関する委員意見への回答</li> <li>3 地域包括支援センターの年間活動報告</li> <li>4 介護保険事業計画（第8期）策定について</li> </ol>
第2回	令和2年 7月31日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域包括支援センターの活動実績や予定に対する質問への回答</li> <li>2 稲城市の現況（人口・世帯・認定者等）及び各種将来推計について</li> <li>3 第7期計画の給付実績について</li> <li>4 介護保険に関する地域間比較について</li> <li>5 計画の基本理念・基本原則について</li> <li>6 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果からみた圏域別現状について</li> </ol>
第3回	令和2年 9月3日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者の多様な住まいや施設の確保について</li> <li>2 地域支援事業の実績と今後の課題               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般介護予防事業</li> <li>(2) 生活支援体制整備事業</li> <li>(3) 総合事業</li> <li>(4) 地域ケア会議</li> </ol> </li> </ol>
第4回	令和2年 10月6日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域支援事業の実績と今後の課題               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 在宅医療・介護連携推進事業</li> <li>(2) 認知症施策</li> </ol> </li> <li>2 第8期計画における地域支援事業について</li> <li>3 在宅介護実態調査について</li> <li>4 介護人材について</li> <li>5 第8期計画の給付費推計について</li> </ol>
第5回	令和2年 11月10日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 将来推計について（人口、認定者数、認知症高齢者、サービス見込量等）</li> <li>2 第8期介護保険事業計画の中間取りまとめについて</li> </ol>
第6回	令和2年 12月18日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次期介護保険料について</li> <li>2 第8期介護保険事業計画の中間取りまとめについて</li> <li>3 市民懇談会について</li> </ol>
第7回	令和3年 2月2日	市民懇談会開催
第8回	令和3年 3月24日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民懇談会及び市民意見公募における意見等について</li> <li>2 稲城市介護保険事業計画（第8期）中間取りまとめとの比較について</li> <li>3 介護保険条例の一部を改正する条例等について</li> <li>4 市民向けシンポジウムについて</li> </ol>

### 3 市の介護保険制度20年の歩み

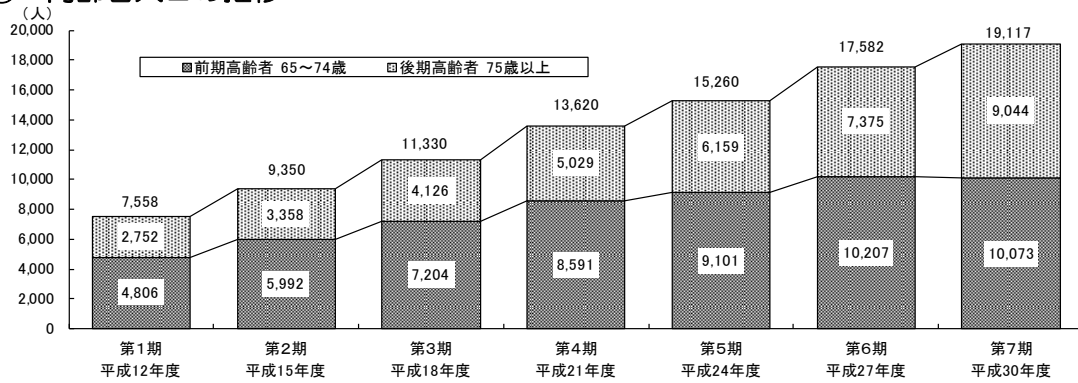
#### (1) 市の介護保険データ

##### ① 年齢3区分別人口及び高齢化率の推移



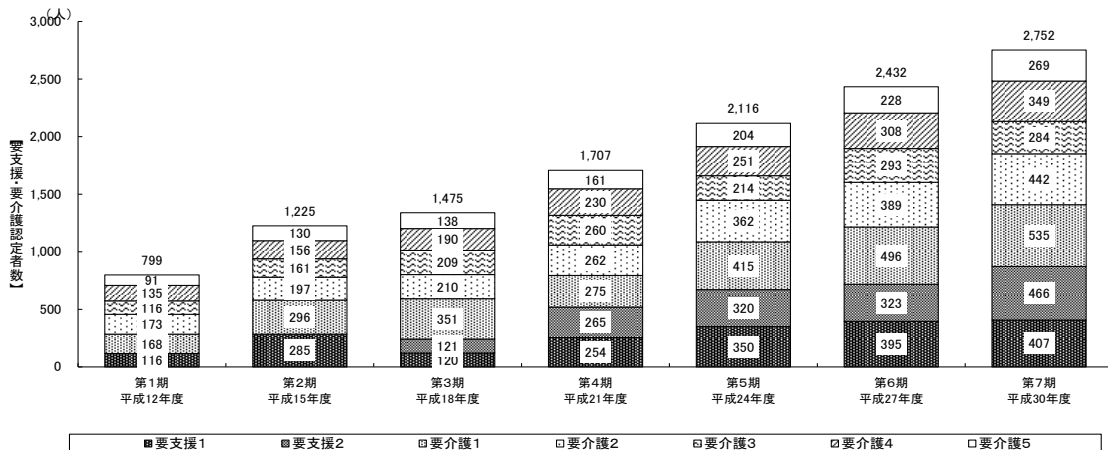
出典：各年住民基本台帳（10月1日現在）平成24年度以降は外国人を含む

##### ② 高齢者人口の推移



出典：各年住民基本台帳（10月1日現在）平成24年度以降は外国人を含む

##### ③ 要支援・要介護認定者の推移



出典：介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）

※市の給付費と介護保険料の推移については、P199図表4-36参照

## (2) 稲城市における介護保険20年

	市の主な取組み（＜ ＞内は元号）	介護保険法の動き＊ （ ）は関連する動き
<b>第1期</b> 平成12年度（2000年度） ～平成14年度（2002年度）	<b>■介護保険料（基準月額3,000円）</b> ○徘徊高齢者家族支援サービス事業開始 ○介護相談員派遣事業開始 <13>	<b>平成12年4月 介護保険法施行</b> ・社会保険方式の採用 ・選択と契約による制度
<b>第2期</b> 平成15年度（2003年度） ～平成17年度（2005年度）	<b>■介護保険料の改定（基準月額3,300円へ）</b> ○特別養護老人ホームひらお苑70床増築 ○多摩南部成年後見センター開設 ○地域展開型転倒骨折予防事業開始 ○生活支援ハウスどんぐり開設、認知症高齢者グループホームやまもも 開設 <15> ○マシンを使った筋力向上トレーニング事業開始<16> ○地域型認知症予防グループ活動事業(介護予防推進モデル地区事業) 実施 ○介護支援ボランティア保険料控除の特区提案<17>  【「介護のまちづくり特区等」提案】 ——市の発案で近隣自治体15団体による、特養の過剰整備抑制の仕組みの創設。「サテライト特養」特区の提案の採用	（高齢者介護研究会「2015年の高齢者介護」提言）  （「痴呆」から「認知症」へ呼称の変更）
<b>第3期</b> 平成18年度（2006年度） ～平成20年度（2008年度）	<b>■介護保険料の改定 （基準月額4,400円へ、普通徴収8期から9期へ）</b> ○介護保険地域支援事業の創設（特定高齢者施策、一般高齢者施策、包括的支援等） <18> ○地域包括支援センター開設（ひらお苑・いなぎ苑） ○介護支援ボランティア制度試行実施 <19> ○介護支援ボランティア制度開始 ○認知症サポーター養成事業開始 ○地域包括支援センターの増設（いなぎ正吉苑）<20>	<b>平成17年改正（平成18年4月施行）</b> <b>明るく活力ある超高齢社会の構築、制度の持続可能性、社会保障の総合化</b> ・予防重視型システムへの転換 ・介護予防給付の創設・介護予防事業、地域支援事業 ・施設給付の見直し ・新たなサービス体系の確立（地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの創設等） ・サービスの質の確保向上
<b>第4期</b> 平成21年度（2009年度） ～平成23年度（2011年度）	<b>■介護保険料所得段階の見直し （基準月額は4,400円、6段階から8段階へ）</b> ○地域介護予防活動支援事業の開始（押立の家）<22> ○地域介護予防活動支援事業の充実（大丸憩いの家） ○やのくち正吉苑(小規模多機能・認知症高齢者グループホーム等)開設 <23>	<b>平成20年改正（平成21年5月施行）</b> <b>介護サービス事業者の法令順守と介護保険事業運営適正化</b> ・介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備 ・休止・廃止の事前届出制、休止時のサービス確保の義務化等  （東日本大震災）

	市の主な取組み（＜ ＞内は元号）	介護保険法の動き＊ （ ）は関連する動き
<b>第5期</b> 平成24年度（2012年度） ～平成26年度（2014年度）	○地域介護予防活動支援事業の充実(平尾20クラブ) ○地域包括支援センターの増設(こうようだい)＜24＞ ○地域包括支援センターの名称変更(ひらお、エレガントもむら、やのくち) ○介護保険料のコンビニエンスストア収納の開始及びモバイルレジ機能の追加 ○摂食・嚥下機能支援推進事業の開始 ＜25＞ ○みんなの家稲城長沼(小規模多機能、認知症高齢者グループホーム)開設 ＜26＞	<b>平成23年改正（平成24年4月施行）</b> <b>地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進</b> 1 医療と介護の連携強化等 2 介護人材確保とサービスの質向上 3 高齢者の住まいの整備等 4 認知症施策の推進 5 保険者による主体的な取組の推進 6 保険料の上昇の緩和
<b>第6期</b> 平成27年度（2015年度） ～平成29年度（2017年度）	<b>■介護保険料改定 (基準月額 4,800 円、7 段階から 9 段階へ)</b> ○総合事業の開始 ・生活支援コーディネーターの配置(第一層)及び生活支援・介護予防サービス協議体(第一層、第二層)の設置 ○いなぎ在宅医療介護相談室の開始 ○認知症支援コーディネーターの配置(2人) ○地域介護予防活動支援事業充実(長峰木曜会)＜27＞ ○介護保険料ページ口座振替受付サービスの導入 ○在宅医療支援病床確保事業の開始 ○認知症ケアパスの作成 ○生活支援コーディネーターの配置(第二層) ○地域リハビリテーション活動支援事業の開始 ○通いの場支援補助金(地域介護予防活動支援事業補助事業)の開始 ＜28＞ ○介護支援ボランティア制度10周年記念事業の実施 ○看多機かえりえ平尾(看護小規模多機能等)開設 ○たんぼぼの郷(小規模多機能、認知症高齢者グループホーム)開設 ○認知症初期集中支援チームの設置 ○「平成29年度 保険者シート試行導入」 ＜29＞	<b>平成26年改正（平成27年4月等施行）</b> <b>地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化</b> ・地域支援事業の充実 -在宅介護・医療連携、認知症施策の推進等 ・予防給付の一部（予防訪問介護、予防通所介）を地域支援事業に移行 ・特養入居者の中重度への重点化 ・低所得者へ保険料軽減拡充 ・一定以上の所得のある利用者の自己負担割合を2割に引上げ ・補足給付の要件資産等を追加
<b>第7期</b> 平成30年度（2018年度） ～令和2年度（2020年度）	<b>■介護保険料の改定 (基準月額 5,200 円、9 段階から 12 段階へ)</b> ○介護認定審査会において簡素化の運用を開始 ○JR南武線高架下に生活支援サービス拠点東長沼開設 ○都民住宅の空室に生活支援サービス拠点向陽台開設 ○介護人材・生活援助従事者育成研修の実施 ○オレンジカフェ矢野口（認知症カフェ）の開催 ○認知症高齢者グループホームの整備 ＜31＞ ○スマートフォン決済アプリを利用した介護保険料収納サービスの提供を開始 ＜02＞	<b>平成29年改正（平成30年4月施行）</b> <b>地域包括ケアシステムの深化・推進と制度の持続可能性確保</b> ・自立支援・重度化防止に向けた保険者機能強化の取組みの推進 -財政的インセンティブ付与の規定整備 ・医療と介護の連携の推進等 -介護医療院の創設 ・地域共生社会の実現に向けた取組みの推進 -共生型サービスを創設 ・利用者の自己負担割合を3割に引上げ ・介護納付金の総報酬割導入 (新型コロナウイルス感染症の拡大)

介護保険法の動きについては、厚生労働省ホームページより

## 4 介護保険「保険者シート」

## 平成29年度決算版

【表面】

【介護保険者シート】  
【平成29年度決算版】

団体コード	132250	市町村類型	Ⅱ-3
市町村名	稲城市	高齢者一人当たり現役世代数(人)	3.05
地域区分(級地)	3	日常生活圏域数	4

人口(人)	90,149	保険料の推移(月額基準額)(円)	高齢化率(%)	21.0%	
65歳以上人口(人)	18,957	平成12年度	3,000	後期高齢化率(%)	9.7%
75歳以上人口(人)	8,779	平成15年度	3,300	認定率(%)	13.8%
第1号被保険者数(人)	18,862	平成18年度	4,400	年齢補正後の認定率(%)	16.1%
65歳以上75歳未満(人)	10,182	平成21年度	4,400	年齢補正後の中重度認定率(%)	5.6%
75歳以上(人)	8,680	平成24年度	4,400	割合(%)	51.4%
認定者のうち第2号被保険者数(人)	83	平成27年度	4,800	割合(%)	12.9%
要介護認定調査方法(実施:○、未実施:-)		平成32年度見込み	6,255	割合(%)	35.7%
新規	○ 直接調査	平成37年度見込み	9,039	割合(%)	65.8%
区別更新	- 事務受託法人への委託	介護給付費準備基金の状況(円)		割合(%)	14.6%
変更	○ 直接調査	取崩額	0	割合(%)	19.6%
	- 事務受託法人への委託	積立額	135,252,399	利用者一人当たり給付費月額(円)	
	○ 居宅支援事業所への委託	残高	877,200,306	割合(%)	99.114
主な地域支援事業等(実施:○、未実施:-)		被保険者一人当たり	46,506	割合(%)	112.331
○ 家族介護支援事業		主要適正化5事業(実施:○、未実施:-)		割合(%)	231.226
- 成年後見制度利用支援事業		○ 認定調査状況チェック		割合(%)	8.601
- 福祉用具・住宅改修支援事業		○ ケアプランの点検		割合(%)	9.036
○ 認知症サポーター等養成事業		- 住宅改修等の点検		割合(%)	1.66
○ 介護支援ボランティア事業		○ 「医療情報との突合」・「縦覧点検」		割合(%)	2.36
- 栄養改善が必要な高齢者に対する配食・見守り事業		○ 介護給付費通知		割合(%)	3.74

区分	認定者数(人)		認定率内訳(%)		居宅サービス(人)	地域密着型サービス(人)	施設介護サービス(人)		
	75歳以上		75歳以上				介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
要支援1	382	314	2.0%	3.6%	132	1	0	0	
要支援2	441	350	2.3%	4.0%	226	0	0	0	
要介護1	537	466	2.8%	5.4%	397	107	1	25	
要介護2	428	340	2.3%	3.9%	345	92	10	33	
要介護3	260	214	1.4%	2.5%	185	68	37	43	
要介護4	328	280	1.7%	3.2%	137	38	109	58	
要介護5	242	203	1.3%	2.3%	90	29	93	31	
計	2,618	2,167	13.9%	25.0%	1,512	335	250	190	

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ①地域ケア個別会議(困難事例)</li> <li>○ ②地域ケア個別会議(自立支援型ケアマネジメント)</li> <li>○ ③地域ケア個別会議(地域課題(テーマ別)の検討(例:在宅医療介護連携))</li> <li>- ④地域ケア推進会議(施策検討)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅医療の推進指標</li> <li>在宅療養支援病院(施設) 0</li> <li>在宅支援診療所(施設) 3</li> <li>一般診療所総数(施設) *</li> <li>訪問診療を実施する一般診療所数(施設) *</li> <li>一般診療所による訪問診療の実施件数(件) *</li> <li>看取りを実施する一般診療所数(施設) *</li> <li>一般診療所による看取りの実施件数(件) *</li> <li>訪問看護ステーション(施設) 5</li> <li>訪問看護ステーションの看護職員数(人) 20</li> <li>介護療養型医療施設病床数(床) 0</li> <li>介護老人保健施設定員数(人) 192</li> <li>介護老人福祉施設定員数(人) 334</li> <li>小規模多機能型居宅介護事業所(施設) 1</li> <li>複合型サービス事業所(施設) 1</li> <li>自宅死の割合(%) 13.2%</li> <li>老人ホーム死の割合(%) 10.5%</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>主な総合事業の実施状況</li> <li>(1)訪問型サービス(実施:○、未実施:-) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問介護(訪問介護相当)</li> <li>○ 訪問サービスA(緩和した基準によるサービス)</li> <li>- 訪問サービスB(住民主体による支援)</li> <li>- 訪問サービスC(短期集中予防サービス)</li> <li>- 訪問サービスD(移動支援)</li> </ul> </li> <li>(2)通所型サービス(実施:○、未実施:-) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通所介護(通所介護相当)</li> <li>○ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)</li> <li>- 通所型サービスB(住民主体による支援)</li> <li>○ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)</li> </ul> </li> <li>(3)その他の生活支援サービス(実施:○、未実施:-) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 配食サービス</li> <li>- 定期的な安否確認及び緊急時の対応(見守り)</li> <li>- 訪問型及び通所型サービスと一体的提供等(市町村設定分)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般財源を活用した市町村独自の介護予防・生活支援サービス</li> <li>(内訳記載)</li> <li>生活支援ホームヘルプサービス</li> <li>日常生活用具、住宅改修、住宅設備改修給付</li> <li>火災安全システム</li> <li>生活支援・緊急ショートステイ</li> <li>友愛訪問員</li> <li>寝具乾燥サービス</li> <li>緊急通報システム</li> </ul>



【裏面】

保険料構造(月額換算相当)		所得段階別第1号被保険者数等			
区分	金額(円)	区分	被保険者数(人)	所得段階別人数割合	
標準給付費	4,093	第1段階 (市町村民税世帯非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者等)	2,770	15.1%	
介護給付費	3,787	第2段階 (市町村民税世帯非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円以下の者)	1,227	6.7%	
予防給付費	140	第3段階 (市町村民税世帯非課税で、第1段階・第2段階以外の者)	1,093	6.0%	
高額・介護医療合算サービス費	76	第4段階 (市町村民税本人非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者)	2,628	14.3%	
特定入所者サービス費	85	第5段階 (市町村民税本人非課税で第4段階以外の者)	2,228	12.1%	
審査手数料	5	第6段階 (本人市町村民税課税で、合計所得金額120万円未満の者等)	1,980	10.8%	
地域支援事業費	367	第7段階 (本人市町村民税課税で、合計所得金額120万円以上190万円未満の者等)	2,530	13.8%	
調整交付金調整額	940	第8段階 (本人市町村民税課税で、合計所得金額190万円以上290万円未満の者等)	1,811	9.9%	
公債費	0	第9段階 (本人市町村民税課税で、合計所得金額290万円以上の者等)	2,100	11.4%	
保険料必要額計	5,400	合計	18,367	100%	
介護準備基金取り崩し	-600	特別徴収収納率(%)	100.0%	普通徴収収納率(%)	90.6%
保険料基準額(月額)	4,800				

介護保険特別会計経理状況 保険事業勘定								
歳入			歳出					
科目		決算額(円)	科目		決算額(円)			
保険料	介護保険料	1,146,382,033	総務費		61,247,221			
分担金及び負担金	認定審査会負担金	0	介護給付費	介護サービス等諸費	3,400,606,497			
	その他	0		介護予防サービス等諸費	100,696,396			
	計	0		高額介護サービス等費	90,558,564			
使用料及び手数料	使用料	0		高額医療合算介護サービス等費	14,480,321			
	手数料	0		特定入所者介護サービス等費	94,589,997			
	計	0		審査支払手数料	3,891,780			
国庫支出金	介護給付費負担金	698,099,607		市町村特別給付費	0			
	調整交付金	55,218,000		その他	0			
	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	54,628,941		計	3,704,823,555			
	地域支援事業交付金(介護予防事業)	0		地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	218,411,767		
	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	52,941,720		介護予防事業費	26,278,346			
	その他	1,310,000		包括的支援事業・任意事業	134,617,817			
	計	862,198,268		その他	0			
支払基金	介護給付交付金	1,048,998,927		計	379,307,930			
交付金	地域支援事業支援交付金	71,679,000	財政安定化基金拠出金		0			
	計	1,120,677,927	相互財政安定化事業負担金		0			
都道府県	都道府県負担金	543,628,000	保健福祉事業費		0			
支出金	財政安定化基金支出金	0	基金積立金		135,252,399			
	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	31,864,963	公債費	財政安定化基金償還金	0			
	地域支援事業交付金(介護予防事業)	0		その他	0			
	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	26,470,860		計	0			
	その他	0	予備費		0			
	計	601,963,823	諸支出金	介護サービス事業勘定繰出金	0			
相互財政安定化事業交付金		0		他会計繰出金	0			
財産収入		28,766		その他	153,579,249			
寄付金		0	計	153,579,249				
繰入金	一般会計繰入金12.5%	462,932,053	/					
	総務費に係る一般会計繰入金	59,916,946						
	介護給付費準備基金繰入金	0						
	介護サービス事業勘定繰入金	0						
	地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	30,586,263						
	地域支援事業繰入金(介護予防事業)	0						
	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)	26,250,473						
その他	8,035,900							
計	587,721,635							
繰越金		277,206,555						
市町村債	財政安定化基金貸付金	0						
	計	0						
諸収入		1,552,502				合計		4,434,210,354
合計		4,597,731,509				合計		4,434,210,354

# 平成30年度決算版

【表面】

【介護保険者シート】  
(平成30年度決算8.5版)

団体コード	13225	市町村類型	Ⅱ-3
市町村名	稲城市	高齢者一人当たり現役世代数(人)	3.02
地域区分(級地)	3	日常生活圏域数	4

人口(人)	90,935	保険料の推移(月額基準額)(円)	高齢化率(%)	21.2%	
65歳以上人口(人)	19,252	平成12年度	3,000	後期高齢化率(%)	10.2%
75歳以上人口(人)	9,319	平成15年度	3,300	認定率(%)	14.5%
第1号被保険者数(人)	19,170	平成18年度	4,400	年齢補正後の認定率(%)	16.1%
65歳以上75歳未満(人)	9,930	平成21年度	4,400	年齢補正後の中重度認定率(%)	5.2%
75歳以上(人)	9,240	平成24年度	4,400	居宅サービス	49.3%
認定者のうち第2号被保険者数(人)	88	平成27年度	4,800	地域密着型サービス	14.1%
要介護認定調査方法(実施:○、未実施:-)		平成30年度	5,200	施設サービス	36.6%
新規	○ 直接調査	平成37年度見込み	7,829	居宅サービス	66.9%
区分変更	○ 事務受託法人への委託	介護給付費準備基金の状況(円)		地域密着型サービス	15.0%
	○ 直接調査	取崩額	0	施設サービス	18.1%
	- 事務受託法人への委託	積立額	116,630,140	利用者一人当たり給付費月額(円)	
	○ 居宅支援事業所への委託	残高	993,830,446	居宅サービス	98,270
主な地域支援事業等(実施:○、未実施:-)		被保険者一人当たり	51,843	地域密着型サービス	125,510
○ 家族介護支援事業		主要適正化5事業(実施:○、未実施:-)		施設サービス	269,398
- 成年後見制度利用支援事業		○ 認定調査状況チェック		年齢補正後(在宅サービス)	8,172
- 福祉用具・住宅改修支援事業		○ ケアプランの点検		年齢補正後(施設及び居住系サービス)	8,918
○ 認知症サポーター等養成事業		- 住宅改修等の点検		居宅サービス	要介護1.68
○ 介護支援ボランティア事業		○ 「医療情報との実合」「縦覧点検」		地域密着型サービス	要介護2.27
- 栄養改善が必要な高齢者に対する配食・見守り事業		○ 介護給付費通知		施設サービス	要介護3.82

区分	認定者数(人)		認定率内訳(%)		居宅サービス(人)	地域密着型サービス(人)	施設介護サービス(人)		
	75歳以上		75歳以上				介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設及び介護療養施設
要支援1	418	332	2.2%	3.6%	143	2	0	0	0
要支援2	502	405	2.6%	4.4%	257	2	0	0	0
要介護1	529	468	2.8%	5.1%	389	133	0	19	1
要介護2	422	353	2.2%	3.8%	335	79	6	29	2
要介護3	310	264	1.6%	2.9%	190	66	27	46	1
要介護4	335	280	1.7%	3.0%	150	40	122	37	4
要介護5	285	240	1.5%	2.6%	112	31	103	19	10
計	2,801	2,342	14.6%	25.3%	1,576	353	258	150	18

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ①地域ケア個別会議(困難事例)</li> <li>○ ②地域ケア個別会議(自立支援型ケアマネジメント)</li> <li>○ ③地域ケア個別会議(地域課題(テーマ別)の検討(例:在宅医療介護連携))</li> <li>○ ④地域ケア推進会議(施策検討)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療の推進指標</li> <li>在宅療養支援病院(施設) 0</li> <li>在宅支援診療所(施設) 3</li> <li>一般診療所総数(施設) 50</li> <li>訪問診療を実施する一般診療所数(施設) 7</li> <li>一般診療所による訪問診療の実施件数(件) 1093</li> <li>看取りを実施する一般診療所数(施設) 4</li> <li>一般診療所による看取りの実施件数(件) 7</li> <li>訪問看護ステーション(施設) 5</li> <li>訪問看護ステーションの看護職員数(人) 11</li> <li>介護療養型医療施設病床数(床) 0</li> <li>介護老人保健施設定員数(人) 192</li> <li>介護老人福祉施設定員数(人) 334</li> <li>小規模多機能型居宅介護事業所(施設) 2</li> <li>複合型サービス事業所(施設) 2</li> <li>自宅死の割合(%) 12.8%</li> <li>老人ホーム死の割合(%) 12.9%</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)訪問型サービス(実施:○、未実施:-) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 訪問介護(訪問介護相当)</li> <li>○ 訪問サービスA(緩和した基準によるサービス)</li> <li>- 訪問型サービスB(住民主体による支援)</li> <li>- 訪問サービスC(短期集中予防サービス)</li> <li>- 訪問サービスD(移動支援)</li> </ul> </li> <li>(2)通所型サービス(実施:○、未実施:-) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 通所介護(通所介護相当)</li> <li>○ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)</li> <li>- 通所型サービスB(住民主体による支援)</li> <li>○ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)</li> </ul> </li> <li>(3)その他の生活支援サービス(実施:○、未実施:-) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 配食サービス</li> <li>- 定期的な安否確認及び緊急時の対応(見守り)</li> <li>- 訪問型及び通所型サービスと一体的提供等(市町村設定分)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般財源を活用した市町村独自の介護予防・生活支援サービス</li> <li>生活支援ホームヘルプサービス</li> <li>日常生活用具、住宅改修、住宅設備改修給付</li> <li>火災安全システム</li> <li>生活支援・緊急ショートステイ</li> <li>友愛訪問員</li> <li>寝具乾燥サービス</li> <li>緊急通報システム</li> </ul>

【裏面】

保険料構造(月額換算相当)		所得段階別第1号被保険者数等			
区分	金額(円)	区分	被保険者数(人)	所得段階別人数割合	
標準給付費	4,601	第1段階 (市町村民税世帯非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者等)	2,846	15.1%	
介護給付費	4,245	第2段階 (市町村民税世帯非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円以下の者)	1,283	6.8%	
予防給付費	115	第3段階 (市町村民税世帯非課税で、第1段階・第2段階以外の者)	1,175	6.2%	
高額・介護医療合算サービス費	125	第4段階 (市町村民税本人非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者)	2,602	13.8%	
特定入所者サービス費	111	第5段階 (市町村民税本人非課税で第4段階以外の者)	2,276	12.1%	
審査手数料	5	第6段階 (本人市町村住民税課税で、合計所得金額120万円未満の者等)	2,119	11.2%	
地域支援事業費	430	第7段階 (本人市町村住民税課税で、合計所得金額120万円以上200万円未満の者等)	2,854	15.1%	
調整交付金調整額	805	第8段階 (本人市町村住民税課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の者等)	1,681	8.9%	
公債費	0	第9段階 (本人市町村住民税課税で、合計所得金額300万円以上の者等)	2,025	10.7%	
保険料必要額計	5,836	合計	18,861	100%	
介護準備基金取り崩し	-636	特別徴収収納率(%)	100.0%	普通徴収収納率(%)	91.6%
保険料基準額(月額)	5,200				

介護保険特別会計経理状況 保険事業勘定					
歳入		歳出			
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)		
保険料	介護保険料	1,254,640,789	総務費	55,990,608	
分担金及び負担金	認定審査会負担金	0	介護サービス等諸費	3,643,582,826	
	その他	0	介護予防サービス等諸費	123,728,905	
	計	0	高額介護サービス等費	108,887,504	
使用料及び手数料	使用料	0	高額医療合算介護サービス等費	8,728,562	
	手数料	0	特定入所者介護サービス等費	94,598,352	
	計	0	審査支払手数料	4,154,700	
			市町村特別給付費	0	
			その他	0	
			計	3,983,680,849	
国庫支出金	介護給付費負担金	704,548,710	地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	174,078,850
	調整交付金	37,548,000		一般介護予防事業費	26,188,411
	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	44,163,505		包括的支援事業・任意事業	136,621,164
	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)	53,078,025		その他	0
	保険者機能強化推進交付金	11,417,000		計	336,888,425
	その他	1,650,000			
	計	852,405,240			
支払基金交付金	介護給付交付金	1,078,709,000	財政安定化基金拠出金	0	
	地域支援事業支援交付金	70,782,000	相互財政安定化事業負担金	0	
	計	1,149,491,000	保健福祉事業費	0	
都道府県支出金	都道府県負担金	593,394,539	基金積立金	116,630,140	
	財政安定化基金支出金	0		財政安定化基金償還金	0
	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	27,602,191		その他	0
	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)	26,539,012		計	0
		*	公債費	0	
	その他	0	予備費	0	
	計	647,535,742	諸支出金	介護サービス事業勘定繰入金	0
相互財政安定化事業交付金		0		他会計繰入金	0
財産収入		60,999		その他	51,402,854
寄付金		0		計	51,402,854
繰入金	一般会計繰入金12.5%	497,960,106			
	総務費に係る一般会計繰入金	54,311,022			
	介護給付費準備基金繰入金	0			
	介護サービス事業勘定繰入金	0			
	地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	25,033,407			
	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)	26,299,573			
	低所得者保険料軽減繰入金	8,259,200			
	その他	0			
	計	611,863,308			
繰越金		163,521,155			
市町村債	財政安定化基金貸付金	0			
	計	0			
	諸収入	157,986			
	合計	4,679,676,219	合計	4,544,592,876	

# 令和元年度決算版

【表面】

【介護保険者シート】  
(令和元年度決算10.15版)

団体コード	13225	市町村類型	II-3
市町村名	稲城市	高齢者一人当たり現役世代数(人)	3
地域区分(級地)	3	日常生活圏域数	4

人口(人)	91,706	保険料の推移(月額基準額)(円)	高齢化率(%)	21.3%		
65歳以上人口(人)	19,574	平成12年度	3,000	後期高齢化率(%)	10.6%	
75歳以上人口(人)	9,754	平成15年度	3,300	認定率(%)	16.6%	
第1号被保険者数(人)	17,078	平成18年度	4,400	年齢補正後の認定率(%)	16.5%	
65歳以上75歳未満(人)	9,820	平成21年度	4,400	年齢補正後の中重度認定率(%)	5.6%	
75歳以上(人)	7,258	平成24年度	4,400	割合(%) サービス費 受給者数	居宅サービス	51.1%
認定者のうち第2号被保険者数(人)	54	平成27年度	4,800		地域密着型サービス	14.2%
要介護認定調査方法(実施:○、未実施:-)		平成30年度	5,200		施設サービス	34.7%
新規	○ 直接調査	平成37年度見込み	7,829		居宅サービス	67.7%
更新	○ 事務受託法人への委託	介護給付費準備基金の状況(円)		地域密着型サービス	15.1%	
区分変更	○ 直接調査	取崩額	0	施設サービス	17.2%	
	- 事務受託法人への委託	積立額	102,915,338	利用者一人当たり給付費月額(円)		
	○ 居宅支援事業所への委託	残高	1,096,745,784	居宅サービス	99,536	
主な地域支援事業等(実施:○、未実施:-)		被保険者一人当たり	64,220	地域密着型サービス	124,241	
	○ 家族介護支援事業	主要適正化5事業(実施:○、未実施:-)		施設サービス	265,839	
	- 成年後見制度利用支援事業	○ 認定調査状況チェック		年齢補正後(在宅サービス)	8,146	
	- 福祉用具・住宅改修支援事業	○ ケアプランの点検		年齢補正後(施設及び居住系サービス)	9,132	
	○ 認知症サポーター等養成事業	- 住宅改修等の点検		要介護1.63	要介護1.27	
	○ 介護支援ボランティア事業	○ 「医療情報との突合」・「縦覧点検」		要介護2.63	要介護2.33	
	- 栄養改善が必要な高齢者に対する配食・見守り事業	○ 介護給付費通知		要介護3.83		

区分	認定者数(人)		認定率内訳(%)		居宅サービス(人)	地域密着型サービス(人)	施設介護サービス(人)		
		75歳以上		75歳以上			介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設及び介護医療院
要支援1	429	353	2.5%	4.9%	167	3	0	0	0
要支援2	493	402	2.9%	5.5%	275	3	0	0	0
要介護1	552	492	3.2%	6.8%	420	120	0	17	0
要介護2	452	387	2.6%	5.3%	352	112	2	32	1
要介護3	330	294	1.9%	4.1%	227	72	49	41	2
要介護4	332	284	1.9%	3.9%	156	41	111	38	3
要介護5	264	235	1.5%	3.2%	101	28	108	19	9
計	2,852	2,447	16.7%	33.7%	1,698	379	270	147	15

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ①地域ケア個別会議(困難事例)</li> <li>○ ②地域ケア個別会議(自立支援型ケアマネジメント)</li> <li>○ ③地域ケア個別会議(地域課題(テーマ別)の検討(例:在宅医療介護連携))</li> <li>○ ④地域ケア推進会議(施策検討)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅療養支援病院(施設) 0</li> <li>在宅支援診療所(施設) 4</li> <li>一般診療所総数(施設) *</li> <li>訪問診療を実施する一般診療所数(施設) *</li> <li>一般診療所による訪問診療の実施件数(件) *</li> <li>看取りを実施する一般診療所数(施設) *</li> <li>一般診療所による看取りの実施件数(件) *</li> <li>訪問看護ステーション(施設) *</li> <li>訪問看護ステーションの看護職員数(人) *</li> <li>介護療養型医療施設病床数(床) *</li> <li>介護老人保健施設定員数(人) *</li> <li>介護老人福祉施設定員(人) *</li> <li>小規模多機能型居宅介護事業所(施設) *</li> <li>複合型サービス事業所(施設) *</li> <li>自宅死の割合(%) 15.2%</li> <li>老人ホーム死の割合(%) 14.0%</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)訪問型サービス(実施:○、未実施:-) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 訪問介護(訪問介護相当)</li> <li>○ 訪問サービスA(緩和した基準によるサービス)</li> <li>- 訪問サービスB(住民主体による支援)</li> <li>○ 訪問サービスC(短期集中予防サービス)</li> <li>- 訪問サービスD(移動支援)</li> </ul> </li> <li>(2)通所型サービス(実施:○、未実施:-) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 通所介護(通所介護相当)</li> <li>○ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)</li> <li>- 通所型サービスB(住民主体による支援)</li> <li>○ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)</li> </ul> </li> <li>(3)その他の生活支援サービス(実施:○、未実施:-) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 配食サービス</li> <li>- 定期的な安否確認及び緊急時の対応(見守り)</li> <li>- 訪問型及び通所型サービスと一体的提供等(市町村設定分)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般財源を活用した市町村独自の介護予防・生活支援サービス</li> <li>(内訳記載)</li> <li>生活支援ホームヘルプサービス</li> <li>日常生活用具・住宅改修・住宅設備改修給付</li> <li>生活支援・緊急ショートステイ</li> <li>友愛訪問員</li> <li>寝具乾燥サービス</li> <li>緊急通報システム</li> </ul>

【裏面】

保険料構造(月額換算相当)		所得段階別第1号被保険者数等			
区分	金額(円)	区分	被保険者数(人)	所得階層別人数割合	
標準給付費	4,601	第1段階 (市町村民税世帯非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者等)	2,861	14.9%	
介護給付費	4,245	第2段階 (市町村民税世帯非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円以下の者)	1,326	6.9%	
予防給付費	115	第3段階 (市町村民税世帯非課税で、第1段階・第2段階以外の者)	1,241	6.5%	
高額・介護医療合算サービス費	125	第4段階 (市町村民税本人非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が90万円以下の者)	2,532	13.2%	
特定入所者サービス費	111	第5段階 (市町村民税本人非課税で第4段階以外の者)	2,356	12.3%	
審査手数料	5	第6段階 (本人市町村民税課税で、合計所得金額120万円未満の者等)	2,233	11.6%	
地域支援事業費	430	第7段階 (本人市町村民税課税で、合計所得金額120万円以上200万円未満の者等)	2,930	15.3%	
調整交付金調整額	805	第8段階 (本人市町村民税課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の者等)	1,631	8.5%	
公債費	0	第9段階 (本人市町村民税課税で、合計所得金額300万円以上の者等)	2,063	10.8%	
保険料必要額計	5,836	合計	19,173	100%	
介護準備基金取り崩し	-636	特別徴収収納率(%)	100.0%	普通徴収収納率(%)	92.4%
保険料基準額(月額)	5,200				

介護保険特別会計経理状況 保険事業勘定					
歳入		歳出			
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)		
保険料	介護保険料	1,249,118,122	総務費	51,151,328	
分担金及び負担金	認定審査会負担金	0	介護サービス等諸費	3,820,464,807	
	その他	0	介護予防サービス等諸費	150,838,600	
	計	0	高額介護サービス等費	121,774,827	
使用料及び手数料	使用料	0	高額医療合算介護サービス等費	14,232,314	
	手数料	0	特定入所者介護サービス等費	97,138,760	
	計	0	審査支払手数料	4,501,794	
	介護給付費負担金	843,171,502	市町村特別給付費	0	
	調整交付金	59,229,000	その他	0	
	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	44,412,779	計	4,208,951,102	
国庫支出金	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)	55,096,825	地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	163,231,204
	保険者機能強化推進交付金	9,933,000		一般介護予防事業費	30,249,553
	その他	1,008,000		包括的支援事業・任意事業	141,945,329
	計	1,012,851,106		その他	0
支払基金交付金	介護給付交付金	1,129,945,000		計	335,426,086
	地域支援事業支援交付金	60,746,000	財政安定化基金拠出金	0	
	計	1,190,691,000	相互財政安定化事業負担金	0	
都道府県支出金	都道府県負担金	612,825,062	保健福祉事業費	0	
	財政安定化基金支出金	0	基金積立金	102,915,338	
	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	25,989,862	公債費	財政安定化基金償還金	0
	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)	27,548,412		その他	0
		0		計	0
	その他	69,300	予備費	0	
	計	666,432,636	諸支出金	介護サービス事業勘定繰出金	0
相互財政安定化事業交付金		0		他会計繰出金	0
財産収入		72,820		その他	29,020,665
寄付金		0		計	29,020,665
繰入金	一般会計繰入金12.5%	526,118,887			
	総務費に係る一般会計繰入金	50,045,666			
	介護給付費準備基金繰入金	0			
	介護サービス事業勘定繰入金	0			
	地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	24,185,095			
	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)	27,324,475			
	低所得者保険料軽減繰入金	33,983,200			
	その他	0			
	計	661,657,323			
繰越金		135,083,343			
市町村債	財政安定化基金貸付金	0			
	計	0			
	諸収入	191,062			
	合計	4,916,097,412	合計	4,727,464,519	

## 5 用語集

この用語集の内容は、本計画を理解する上での参考となるように分かりやすくまとめたものであり、必ずしも用語の定義を厳格に定めたものであるとは限りません。

### あ

#### ICT (Information and Communication Technology)

ICTは、コンピュータを使った情報処理やインターネット等を活用した通信技術の総称であり、今後介護分野では、業務支援や情報連携はもとより、移動・排せつなどの介護支援、見守り・コミュニケーション支援、さらにデータ活用による科学的な介護等が期待されています。

#### アセスメント

事前評価、初期評価のことです。福祉分野においては、利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先だって行われる一連の手続きを言います。

#### 稲城市居宅介護支援事業者等連絡会

介護保険サービス提供事業者や高齢者の生活に関わる様々な事業者が集まり、介護に関する専門知識の研修や、情報共有を行っています。市内・市外やサービス種別・立場を問わず連携して高齢者を支えることを目的としており、事業者同士の顔の見える関係作りの場になっています。

### か

#### 介護サービス相談員

介護サービスを提供している施設等を訪問し、利用者やその家族から介護サービスに関する疑問や困り事などを聴き、問題解決に向けて利用者、サービス提供事業者、行政との橋渡しを担う役割の人々です。

#### 介護支援ボランティア制度

介護支援を目的に、元気な高齢者が身近な地域で行う活動の中で、福祉施設等でボランティア活動を行うボランティア制度を指します。市では、介護支援ボランティア活動実績に応じて評価ポイントを付与し、そのポイントを換金することによって実質的に保険料負担を軽減するシステムとしています。

#### 介護保険給付準備基金

介護保険に係る保険給付その他の事業を行うための経費の財源に不足を生じた時に備え、市が積み立てている基金のことです。

#### 介護保険施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（療養病床等）、介護医療院のことで、介護保険法に基づいて指定を受けた施設のことを言います。要介護認定を受けた被保険者が利用可能です。

## 介護離職ゼロ

「一億総活躍社会」に向けた取組のうち、「安心につながる社会保障」に関連する取組の一環として、2020年代初頭までに家族の介護を理由とした離職の防止等を図るべく、必要な介護サービスの確保と働く環境改善・家族支援を両輪としての取り組みです。

## 課税年金収入額

国民年金や厚生年金など、市民税の課税対象となる年金収入額の合計のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金は含まれません。

## 基本チェックリスト

介護予防が必要な方を把握するために行うチェックリストです。介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性の有無という視点で、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の25項目について回答します。

## 協議体

地域支援事業の生活支援・介護予防の体制の整備にあたり、市が主体となり、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、地域のニーズの発掘や多様な主体への働きかけ、関係者との連携、担い手養成やサービスの開発などの連携を行うネットワークです。

## 居宅介護支援事業者

利用者の意向を踏まえて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、個々のサービス事業者との調整を行う事業者のことです。

## 居宅サービス

自宅介護を中心にしたサービスのことを言います。訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売のサービスがあります。

## ケアプラン

介護保険サービスの利用にあたり、どのようなサービスをいつ、どれだけ利用するかを決めるため、要介護者や家族の希望を取り入れて主にケアマネジャーが作成する具体的なサービス計画のことです。

## ケアマネジメント

介護保険その他の保健・医療・福祉にわたるサービスを、総合的・一体的・効率的に利用できるように支援するサービス提供の手法です。

## ケアマネジャー（介護支援専門員）

要支援、要介護者からのケアプラン等の相談に応じ、利用者の状況、希望、心身の状態等に考慮し、適切なサービスを利用できるように、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う専門職です。

## 高額介護サービス費

要介護者が居宅サービスや施設サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に超過分が払い戻される介護給付を言います。超過分が払い戻されることにより、負担が一定額を上回らないよう自己負担額の軽減が図られます。

## 口腔ケア

歯みがきによって口の中を清潔に保つことだけでなく、食べたり飲み込んだりすることや会話を楽しむことなど、口のあらゆる動きを維持・回復するための包括的なケアのことです。要介護高齢者に対する口腔ケアの主な目的は、「誤嚥性肺炎」「口腔の乾燥」「口腔機能の低下」を予防することです。

## さ

### サービス付き高齢者向け住宅

高齢者世帯に対して、医療・介護・住宅が連携した安心して生活できる住まいの供給を促進するため、バリアフリー構造や高齢者を支援するサービスを備えた住宅です。改正高齢者住まい法により、平成 23 年 10 月より都道府県知事への登録制度が創設されました。

### 財政安定化基金

予定していた保険料収納率を下回ったり、保険給付費が見込み以上に増大したりするなどして介護保険財政に不足を生じた場合に、市町村に対して資金を交付又は貸与して財政の安定化を図る基金のことです。

### 財政的インセンティブ（保険者機能強化推進交付金）

自立支援や介護予防などで成果を上げている市町村や、それを支援する都道府県を評価し、国から交付金を交付するというものです。

### 作業療法士（OT）

「こころ」と「からだ」のリハビリテーションを通じて生活を支える生活行為（日常の身の回りの作業や家事などの生活を維持するための作業、仕事などの生産的な作業など）に関する専門家です。

### 施設サービス

介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス、介護療養型医療施設サービス及び介護医療院サービスを言います。

### 住所地特例

介護保険施設等に入所することによってその施設等の所在地に住民票を移した被保険者を、住所変更以前の住所地である市町村の被保険者とする特例措置のことです。



## 主治医意見書

要介護認定に必要な書類で、本人の心身の状態や介護に関する意見等について、主治医の所見を記したものです。

## 自立度

「認知症高齢者の日常生活自立度」のことで、高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度を表すものです。介護保険制度の要介護認定では認定調査や主治医意見書でこの指標が用いられており、要介護認定における審査判定の際の参考として利用されています。

## 人生会議（ACP）

「人生会議」とは、アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning）の愛称で、人生の最終段階に向けて、自分が大切にしていることや望み、どのような医療やケアを望んでいるかについて、自ら考え、また、信頼する人たちと話し合うことを言います。愛称が決まった平成30年11月30日（いい看取り・看取られ）は、人生会議の日とされており、一生の最終段階における医療・ケアについて考える日とされています。

## 成年後見制度

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を、家庭裁判所により選任された成年後見人等が行う制度のことで、

## 摂食・嚥下機能

食物が認知され、口腔、咽頭、食道を経て胃に至るまでのすべての過程における機能の総称です。

## た

### 第1号被保険者

65歳以上の方を指します。

### 第2号被保険者

40歳から64歳までの方のうち、医療保険に加入している方を指します。

## 第三次稲城市保健福祉総合計画

平成30年度から令和5年度までを計画期間として、「地域で支え・自立生活を支援する地域福祉」のもと、「高齢者」「障害者」「子ども」「保健医療」の各分野について、様々な事業を位置づけています。

## 団塊ジュニア世代

昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）にかけての第二次ベビーブームの生まれの世代を指します。2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上になることから、今後人口の高齢化のさらなる進展が見込まれています。

## 団塊の世代

昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代を指します。

## 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

## 地域ケア会議

専門多職種と関係者、地域住民の協働のもと、個別ケースの支援について検討を積み重ねることによって地域課題を共有し、その解決に向けて関係者のネットワーク構築や資源開発、施策を図っていくための会議です。

## 地域包括支援センター

公正・中立な立場から、「介護予防ケアマネジメント」「総合相談・支援」「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント」を担う中核機関として設立されている機関です。保健師・経験のある看護師、主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）、社会福祉士を配置し、専門職の協働によって業務を展開しています。

## 地域密着型サービス

要支援者や要介護者が住み慣れた地域で生活を継続することを支えるため、日常生活圏域の単位で提供されるサービスを言います。①小規模多機能型居宅介護、②夜間対応型訪問介護、③認知症対応型通所介護（認知症高齢者専用デイサービス）、④認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、⑤小規模（定員30人未満）介護老人福祉施設、⑥小規模（定員30人未満）特定施設入居者生活介護、⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護、⑧看護小規模多機能型居宅介護、⑨地域密着型通所介護があり、サービス基盤の整備状況に応じて市町村が事業者の指定及び指導・監督を行います。利用者は、原則として当該市町村の被保険者に限られます。

## 特定入所者介護サービス費

介護保険サービス（介護保険施設、ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護））を利用する所得の低い方を対象に「食費」と「居住費（滞在費）」について負担限度額を設け、施設には平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額を補う補足給付です。

## な

### 二次保健医療圏

入院ベッドが地域ごとにどれだけ必要かを考慮して決められる医療の地域圏です。厚生労働省が医療法に基づき定めています。南多摩医療圏は、稲城市・八王子市・町田市・日野市・多摩市で構成されています。一般的に一次医療圏は市町村、三次医療圏は都道府県全域を指します。

## 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症予防や症状の改善を目指した活動ができる場所です。

## 認知症サポーター

地域や職域・学校などで認知症の基礎知識やサポーターとして何ができるかなどについて学ぶ「認知症サポーター養成講座」を受講した人であり、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する役割を持っています。

## 認知症疾患医療センター

認知症の鑑別診断、身体合併症への対応、専門的な相談の実施を行うとともに、かかりつけ医等への医療研修、地域の医療機関や介護施設等の関係者との連携を行う医療機関です。認知症に関わる地域の医療機能の中核機関として機能しています。

## 認知症施策推進大綱

これまでの認知症施策を更に強力に推進するため、令和元年に認知症施策推進関係閣僚会議で取りまとめられました。認知症の人が家族と共に地域で暮らすための「共生」と、認知症の発症を遅らせ認知症になっても穏やかに暮らせるような視点からの「予防」のための施策を推進し、認知症になっても安心できる認知症バリアフリー社会の実現に向けて、次の5つの柱に沿った施策を推進することがうたわれています。

- ①普及啓発・本人発信支援 ② 予防 ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の社会参加支援 ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

## 認知症初期集中支援チーム

認知症の発症後、できる限り早い段階で地域での生活について可能な限り維持できるようにするための初期集中支援を包括的に提供するチームです。認知症サポート医のほか複数の専門職により構成されます。

## 認定調査員

要介護認定又は要支援認定を受けようとする被保険者を訪問し、心身の状況や置かれている環境等について調査する者のことです。

## は

### ふれあいセンター

稲城市社会福祉協議会が設置し、地域のボランティアが運営する地域活動の拠点です。誰もが立ち寄れる「地域の縁側」として、バスハイク・映画上映会・お花見・茶話会・カラオケなどの様々なイベントを行っています。

## フレイル

老年医学分野で使用する「Frailty」の日本語訳で「虚弱」や「老衰」、「脆弱」を意味します。フレイルは、厚生労働省報告書では「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の間を意味します。

## 保険者シート

介護保険「保険者シート」は、介護保険の保険者が保有する既存の公表データを利用して、実施状況を簡易に表すシートであり、公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団の「大都市における地域包括ケアをつくる政策研究会」において、メンバーである市の提案により、開発されました。

保険者がこのシートを数年作成することにより、時系列分析が可能になるほか、他の保険者のシートとの比較により地域間比較も可能になり、保険者の位置や進むべき方向が分かることが期待されています。

## ま

### みどりクラブ

おおむね60歳以上の方を対象に、軽スポーツ活動や趣味活動など、会員相互の親睦を深める活動を行うグループ（老人クラブ）です。市内各地域で12のクラブが活動を行っています。

## や

### 要支援・要介護状態

「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作について、一定期間にわたり継続して常時介護が必要とされる状態の軽減若しくは悪化の防止のための支援が必要と見込まれる状態であり、支援の必要の程度に応じて、要支援状態区分のいずれかに該当するものを言います。

「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作について、一定期間にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態であり、介護の必要程度に応じて、要介護状態区分のいずれかに該当するものを言います。

## ら

### 理学療法士（PT）

生活を支える運動と活動の専門家です。病気・障害の体を元気にするように努め、体の基本的な動作を良くして、日常動作を楽に・円滑に改善させ、社会活動・行事参加促進をサポートします。

---

稲城市介護保険事業計画(第8期) (稲城市地域包括ケア計画)

発行日 令和3年(2021年) 3月

発行 稲城市

編集 稲城市福祉部高齢福祉課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111番地

TEL 042-378-2111

FAX 042-378-5677

---